

## ○浅麓環境施設組合議会会議規則

昭和39年3月19日

規則第1号

改正 昭和41年3月4日規則第1号

昭和57年10月1日規則第1号

平成4年1月27日規則第2号

浅麓環境施設組合議会会議規則については、小諸市議会会議規則（昭和33年小諸市規則第1号。以下「規則」という。）中次の各号を読みかえるほか小諸市議会会議規則を準用する。

- (1) 規則第37条中「会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き議員の質疑があるときは、質疑の後議長が所管の常任委員会に付託し、又は議会の議決で特別委員会に付託する」とあるを「会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後議会の議決で特別委員会に付託する」に読み替える。
- (2) 議事は概要記録とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年1月27日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。